

令和 6 年阿南市議会

1 2 月定例会議案

令和 6 年 1 2 月 2 日開会

阿 南 市

令和6年阿南市議会12月定例会議案目録

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例の制定について |
| 第 2 号議案 | 阿南市税条例の一部改正について |
| 第 3 号議案 | 阿南市情報通信基盤施設条例の廃止について |
| 第 4 号議案 | 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第4号）について |
| 第 5 号議案 | 令和6年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 6 号議案 | 令和6年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 7 号議案 | 令和6年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 8 号議案 | 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について |
| 第 9 号議案 | 阿南市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の変更について |
| 第10号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第11号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第12号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第13号議案 | 財産の譲与について |
| 第14号議案 | 財産の譲与について |
| 第15号議案 | 財産の無償貸付について |
| 第16号議案 | 財産の無償貸付について |
| 第17号議案 | 財産の無償貸付について |
| 第18号議案 | 牟岐線見能林・阿波橘間戎山都市下水路整備工事の委託に関する変更施行協定の締結について |
| 第19号議案 | 阿南市立阿南図書館除却工事の請負契約の締結について |

令和6年阿南市議会12月定例会報告目録

報告第1号 訴えの提起に係る専決処分の報告について

第1号議案

阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例の制定について
阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例

(設置)

第1条 この条例は、本市の基金の運用について、適法かつ適正な行政事務の執行を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、超長期債券（国債及び地方債等の有価証券であって、満期日までの期間が10年を超えるものをいう。以下同じ。）が購入された事案に関する事務の処理等（以下「超長期債券の購入」という。）について、公正及び中立の立場から関係法令等を踏まえ、事実関係の調査及び認定、基金の運用の在り方の提言等を行う阿南市基金運用に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、超長期債券の購入に関し、次の各号に掲げる事務を処理し、その結果を市長に答申する。

- (1) 事実関係の調査及び認定
- (2) 原因及び背景の究明
- (3) 基金運用の在り方の提言の検討
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が調査審議に必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する答申の日までとする。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

（委員会の調査権限）

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、超長期債券の購入に関与した職員その他の関係人に対して報告、意見若しくは資料の提出を求め、若しくは会議への出席を求めて意見を聴取し、又は適当と認める者に参考人としてその知っている事実の陳述を求めることその他の必要な調査をすることができる。

（指名委員による調査等）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に前条の規定による調査その他の必要な業務を行わせることができる。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（文書等の取扱い）

第10条 委員会が収集した資料及び物件並びに委員会又は委員が作成した調書、報告書その他の文書（次項において「文書等」という。）は、第2条に規定する事務を終える日までの間は、委員会が保管する。

2 文書等は、第2条に規定する事務を終える日をもって、委員会から市長に移管する。

（報酬及び費用弁償）

第11条 委員に対しては、法第203条の2の規定により、報酬及び費用弁償として旅費（管外旅費に限る。）を支給する。

2 前項の規定により支給する報酬の額は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める額とする。

（1）委員が第6条に規定する会議に出席した場合 出席1回につき2万円

（2）委員が第8条に規定する調査その他の必要な業務に従事した場合 勤務1時間につき1万2,500円

3 第1項の規定により支給する旅費の額は、阿南市職員旅費条例（平成24年条例第5号）に規定する一般職に支給される旅費に相当する額とする。

4 報酬及び旅費の支給方法は、阿南市の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年阿南市条例第39号）の例による。

（出席者の実費弁償）

第12条 委員会の求めに应じて会議に出席した者に対しては、公聴会参加者等の実費弁償支給条例（平成6年阿南市条例第2号）の例により実費を弁償する。

（庶務）

第13条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市の基金運用において、国債等の超長期債券が購入された事案に関する事務処理等について、公正かつ中立の立場から事実関係の調査、原因究明等を行うため、阿南市基金運用に関する第三者調査委員会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第2号議案

阿南市税条例の一部改正について

阿南市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市税条例の一部を改正する条例

阿南市税条例（昭和33年阿南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（種別割の賦課期日及び納期） 第83条　[略] 2　種別割の納期は、 <u>5月1日から同月31日まで</u> とする。 3　[略]	（種別割の賦課期日及び納期） 第83条　[略] 2　種別割の納期は、 <u>4月17日から同月30日まで</u> とする。 3　[略]

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　改正後の第83条第2項の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の納期について適用し、令和6年度までの軽自動車税の種別割の納期については、なお従前の例による。

提案理由

賦課期日時点での軽自動車の取得・廃車等の状況を確認できる期間を確保し、納税通知書の到達から納期限までの期間を十分確保することで納税者の納税環境の向上を図るために、納期を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第3号議案

阿南市情報通信基盤施設条例の廃止について

阿南市情報通信基盤施設条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市情報通信基盤施設条例を廃止する条例

阿南市情報通信基盤施設条例（平成21年阿南市条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

本市が行っている有線テレビジョン放送及びインターネット接続サービス等の事業運営を民間移行することに伴い、阿南市情報通信基盤施設条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和 6 年 度 補 正 予 算 議 案

一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 4 号 ）

阿 南 市

第4号議案

令和6年度阿南市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度阿南市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ839,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,110,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		5, 5 3 5, 4 8 6	2 0 2, 1 5 0	5, 7 3 7, 6 3 6
	1. 国庫負担金	4, 1 8 0, 4 2 5	1 9 4, 0 3 6	4, 3 7 4, 4 6 1
	2. 国庫補助金	1, 3 0 4, 1 7 4	8, 1 1 4	1, 3 1 2, 2 8 8
17. 県支出金		2, 7 3 0, 6 0 1	3 7, 3 5 8	2, 7 6 7, 9 5 9
	1. 県負担金	1, 5 8 4, 6 9 1	2 5, 0 0 0	1, 6 0 9, 6 9 1
	2. 県補助金	1, 0 0 7, 7 5 2	1 2, 3 5 8	1, 0 2 0, 1 1 0
19. 寄附金		4 0 3, 2 1 0	4 3 3, 6 9 6	8 3 6, 9 0 6
	1. 寄附金	4 0 3, 2 1 0	4 3 3, 6 9 6	8 3 6, 9 0 6
20. 繰入金		3, 0 3 1, 3 3 7	1 0 2, 5 0 0	3, 1 3 3, 8 3 7
	2. 基金繰入金	3, 0 1 3, 9 2 5	1 0 2, 5 0 0	3, 1 1 6, 4 2 5
22. 諸収入		4 3 6, 6 7 1	2, 4 9 6	4 3 9, 1 6 7
	3. 雑入	4 2 0, 1 5 1	2, 4 9 6	4 2 2, 6 4 7
23. 市債		1, 8 6 4, 2 8 1	6 1, 1 0 0	1, 9 2 5, 3 8 1
	1. 市債	1, 8 6 4, 2 8 1	6 1, 1 0 0	1, 9 2 5, 3 8 1
歳 入 合 計		3 5, 2 7 0, 9 0 0	8 3 9, 3 0 0	3 6, 1 1 0, 2 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4, 2 1 8, 8 3 2	4 3 4, 3 9 7	4, 6 5 3, 2 2 9
	1. 総務管理費	3, 1 0 2, 4 3 6	4 3 8, 3 9 8	3, 5 4 0, 8 3 4
	3. 戸籍住民基本台帳費	1 7 5, 5 4 9	△4, 0 0 1	1 7 1, 5 4 8
3. 民生費		1 1, 9 4 0, 9 7 2	3 1 7, 6 1 3	1 2, 2 5 8, 5 8 5
	1. 社会福祉費	2, 8 9 2, 1 8 6	1 1 6, 0 3 5	3, 0 0 8, 2 2 1
	2. 児童福祉費	5, 6 4 0, 6 1 6	1 2, 4 7 8	5, 6 5 3, 0 9 4
	3. 生活保護費	1, 7 5 0, 9 7 5	1 8 3, 8 0 0	1, 9 3 4, 7 7 5
	5. 老人福祉費	1, 6 5 2, 1 9 5	5, 3 0 0	1, 6 5 7, 4 9 5
4. 衛生費		3, 6 6 7, 3 7 2	6 6, 0 1 8	3, 7 3 3, 3 9 0
	1. 保健衛生費	1, 5 1 9, 9 6 5	5 4, 3 5 3	1, 5 7 4, 3 1 8
	2. 清掃費	2, 1 4 7, 4 0 7	1 1, 6 6 5	2, 1 5 9, 0 7 2
6. 農林水産業費		1, 0 3 1, 8 6 9	6, 3 6 1	1, 0 3 8, 2 3 0
	1. 農業費	4 7 0, 2 4 6	4, 4 9 0	4 7 4, 7 3 6
	2. 農地費	4 7 1, 6 8 0	1, 8 7 1	4 7 3, 5 5 1
9. 消防費		1, 3 0 1, 8 8 5	1, 8 4 6	1, 3 0 3, 7 3 1
	1. 消防費	1, 3 0 1, 8 8 5	1, 8 4 6	1, 3 0 3, 7 3 1

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 教育費		3, 7 6 3, 9 8 1	1 3, 3 1 0	3, 7 7 7, 2 9 1
	2. 小学校費	8 1 0, 6 9 3	1, 5 8 0	8 1 2, 2 7 3
	3. 中学校費	3 8 9, 0 7 0	2, 4 8 0	3 9 1, 5 5 0
	5. 社会教育費	8 7 7, 1 7 6	9, 2 5 0	8 8 6, 4 2 6
13. 諸支出金		2, 5 8 1, 0 3 5	△ 2 4 5	2, 5 8 0, 7 9 0
	2. 繰出金	2, 4 7 2, 0 3 5	△ 2 4 5	2, 4 7 1, 7 9 0
歳 出 合 計		3 5, 2 7 0, 9 0 0	8 3 9, 3 0 0	3 6, 1 1 0, 2 0 0

令和 6年度
追加

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
スクールバス運行委託事業	令和 6年度～令和 7年度	8,600
中学校教師用教科書購入等事業	令和 6年度～令和 7年度	26,600
文化会館及び情報文化センター指定管理者業務委託	令和 6年度～令和 9年度	295,032
阿南ひまわり会館指定管理者業務委託	令和 6年度～令和 9年度	59,235
スポーツ総合センター指定管理者業務委託	令和 6年度～令和 9年度	181,500

令和 6年度
1. 追加

第 3 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
文化施設改修事業債	8, 9 0 0	普通貸借又は証券発行	5. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定による。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
し尿処理施設整備事業債	2 7, 3 0 0			

令和 6年度
2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正限度額	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
自衛隊駐屯地周辺整備事業債	3 9 , 9 0 0	3 0 0	4 0 , 2 0 0	普通貸借又は 証券発行	5 . 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定による。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
小学校施設改修事業債	1 6 8 , 1 0 0	1 4 , 4 0 0	1 8 2 , 5 0 0			
公民館改修事業債	3 9 , 2 0 0	1 0 , 2 0 0	4 9 , 4 0 0			

令和 6 年度一般会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総 括

(歳入) 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金	5, 5 3 5, 4 8 6	2 0 2, 1 5 0	5, 7 3 7, 6 3 6
17. 県支出金	2, 7 3 0, 6 0 1	3 7, 3 5 8	2, 7 6 7, 9 5 9
19. 寄附金	4 0 3, 2 1 0	4 3 3, 6 9 6	8 3 6, 9 0 6
20. 繰入金	3, 0 3 1, 3 3 7	1 0 2, 5 0 0	3, 1 3 3, 8 3 7
22. 諸収入	4 3 6, 6 7 1	2, 4 9 6	4 3 9, 1 6 7
23. 市債	1, 8 6 4, 2 8 1	6 1, 1 0 0	1, 9 2 5, 3 8 1
歳 入 合 計	3 5, 2 7 0, 9 0 0	8 3 9, 3 0 0	3 6, 1 1 0, 2 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	4,218,832	434,397	4,653,229	699	8,500	432,800	△7,602
3. 民生費	11,940,972	317,613	12,258,585	221,819			95,794
4. 衛生費	3,667,372	66,018	3,733,390	7,276	27,300	874	30,568
6. 農林水産業費	1,031,869	6,361	1,038,230	2,500		1,871	1,990
9. 消防費	1,301,885	1,846	1,303,731	923	300		623
10. 教育費	3,763,981	13,310	3,777,291	1,320	25,000	22	△13,032
13. 諸支出金	2,581,035	△245	2,580,790				△245
歳 出 合 計	35,270,900	839,300	36,110,200	234,537	61,100	435,567	108,096

2. 歳 入

16 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	4,052,693	194,036	4,246,729	1. 社会福祉費負担金	51,215	・ 障害者総合支援給付費等負担金 50,000 ・ 心身障害者福祉費負担金 1,215
				3. 生活保護費負担金	142,821	・ 生活保護費負担金 137,850 ・ 過年度生活保護費負担金 4,971
計	4,180,425	194,036	4,374,461			

16 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2. 総務費国庫補助金	561,509	699	562,208	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	699	・ 個人番号カード交付事務費補助金 699
3. 民生費国庫補助金	210,836	5,904	216,740	2. 児童福祉費補助金	5,904	・ 保育対策総合支援事業費補助金 186 ・ 保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金 600 ・ こども家庭センター開設準備費補助金 5,118
4. 衛生費国庫補助金	58,887	191	59,078	1. 保健衛生費補助金	191	・ 親子関係形成支援事業費補助金 191
10. 教育費国庫補助金	79,796	1,320	81,116	1. 小学校費補助金	660	・ 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 660
				2. 中学校費補助金	660	・ 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 660
計	1,304,174	8,114	1,312,288			
16 款合計	5,535,486	202,150	5,737,636			

17 款 県支出金

1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費県負担金	1, 538, 842	25, 000	1, 563, 842	1. 社会福祉費負担金	25, 000	・ 障害者総合支援給付費等負担金 25, 000
計	1, 584, 691	25, 000	1, 609, 691			

17 款 県支出金

2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	281, 044	1, 850	282, 894	2. 児童福祉費補助金	1, 850	・ 保育対策総合支援事業費補助金 186 ・ こども家庭センター開設準備費補助金 1, 279 ・ 避難所強化対策推進事業費補助金 385
3. 衛生費県補助金	182, 730	7, 085	189, 815	1. 保健衛生費補助金	7, 085	・ 乳幼児等医療費助成事業補助金 6, 894 ・ 親子関係形成支援事業費補助金 191
5. 農林水産業費県補助金	374, 705	2, 500	377, 205	1. 農業費補助金	2, 500	・ 鳥獣被害防止総合対策交付金 2, 500
8. 消防費県補助金	6, 177	923	7, 100	1. 消防費補助金	923	・ 防災井戸登録推進事業費補助金 923
計	1, 007, 752	12, 358	1, 020, 110			
17 款合計	2, 730, 601	37, 358	2, 767, 959			

19 款 寄附金

1 項 寄附金

2. 指定寄附金	403, 200	433, 696	836, 896	1. 指定寄附金	433, 696	・ ふるさと阿南応援事業寄附金 431, 900 ・ 健康づくり事業寄附金 874 ・ 環境保全事業寄附金 900 ・ 社会教育振興事業寄附金 22
計	403, 210	433, 696	836, 906			

19 款 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 款合計	403, 210	433, 696	836, 906			

20 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	2, 051, 800	102, 500	2, 154, 300	1. 財政調整基金繰入金	102, 500	・ 財政調整基金繰入金 102, 500
計	3, 013, 925	102, 500	3, 116, 425			
20 款合計	3, 031, 337	102, 500	3, 133, 837			

22 款 諸収入

3 項 雑入

1. 雑入	420, 151	2, 496	422, 647	1. 雑入	2, 496	・ 過年度多面的機能支払交付金返還金 2, 493 ・ 雑入 3
計	420, 151	2, 496	422, 647			
22 款合計	436, 671	2, 496	439, 167			

23 款 市債

1 項 市債

1. 総務債	28, 400	8, 900	37, 300	1. 総務管理債	8, 900	・ 文化施設改修事業債 8, 900
3. 衛生債	128, 500	27, 300	155, 800	1. 清掃債	27, 300	・ し尿処理施設整備事業債 27, 300
6. 消防債	113, 900	300	114, 200	1. 消防債	300	・ 自衛隊駐屯地周辺整備事業債 300
7. 教育債	430, 100	24, 600	454, 700	1. 小学校債	14, 400	・ 小学校施設改修事業債 14, 400

23 款 市債

1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7. 教育債				4. 社会教育債	10,200	・ 公民館改修事業債 10,200
計	1,864,281	61,100	1,925,381			
23 款合計	1,864,281	61,100	1,925,381			

歳入合計	35,270,900	839,300	36,110,200			
------	------------	---------	------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 人事管理費	158, 258	△2, 002	156, 256				△2, 002	1. 報酬	930	○ 人事管理費 （人事課） 1. 委員報酬 930 8. 旅費 21 11. 通信運搬費 10 ○ 厚生研修費 （人事課） 12. 職員定期健康診断委託料 △3, 000 12. ハラスメント相談事業委託料 37
								8. 旅費	21	
								11. 役務費	10	
								12. 委託料	△2, 963	
10. 交通安全・防犯対策費	30, 716	0	30, 716			900	△900			財源振替
14. 文化会館・情報文化センター費	114, 093	8, 500	122, 593		8, 500			10. 需用費	8, 500	○ 情報文化センター管理費 （文化振興課） 10. 修繕料 8, 500
15. 関係人口創出事業費	433, 355	431, 900	865, 255			431, 900		12. 委託料	208, 857	○ 関係人口創出・拡大事業 （ふるさと未来課） 12. ふるさと納税推進業務委託料 208, 857 24. ふるさと阿南応援事業基金積立金 223, 043
								24. 積立金	223, 043	
計	3, 102, 436	438, 398	3, 540, 834		8, 500	432, 800	△2, 902			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	175, 549	△4, 001	171, 548	699			△4, 700	12. 委託料	△4, 700	○ 戸籍住民基本台帳費 (市民生活課) △4, 001 12. 電算システム改修委託料 △4, 700 17. 事務用備品購入費 699
								17. 備品購入費	699	
計	175, 549	△4, 001	171, 548	699			△4, 700			
2 款合計	4, 218, 832	434, 397	4, 653, 229	699	8, 500	432, 800	△7, 602			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	295,767	13,414	309,181				13,414	18. 負担金、補助及び交付金	2,946	○ 社会福祉総務費 (生活福祉課) 10,468
								22. 償還金、利子及び割引料	10,468	22. 過年度国庫負担金等返納金 10,468 ○ 社会福祉協議会費 (地域共生推進課) 2,946 18. 社会福祉事業補助金 2,946
3. 障害者総合支援費	2,148,820	101,000	2,249,820	75,000			26,000	18. 負担金、補助及び交付金	1,000	○ 障害者総合支援給付費 (地域共生推進課) 100,000
								19. 扶助費	100,000	19. 障害福祉サービス費 100,000 ○ 障害者バス利用助成事業 (地域共生推進課) 1,000 18. 障害者バス利用助成金 1,000
4. 障害者福祉費	27,168	1,621	28,789	1,215			406	19. 扶助費	1,621	○ 特別障害者手当等給付費 (地域共生推進課) 1,621

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
4. 障害者福祉費									19. 特別障害者手当等	1,621
計	2,892,186	116,035	3,008,221	76,215			39,820			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	145,937	7,678	153,615	6,397			1,281	17. 備品購入費	7,678	○ 児童福祉総務費 (こども支援課) 17. 施設用備品購入費 6,888 17. パソコン購入費 600 17. プリンタ購入費 190	7,678
2. 保育所費	3,095,086	4,800	3,099,886	1,357			3,443	10. 需用費	4,800	○ 保育所営繕費 (こども保育課) 10. 修繕料 4,800	4,800
計	5,640,616	12,478	5,653,094	7,754			4,724				

3 款 民生費

3 項 生活保護費

2. 扶助費	1,616,400	183,800	1,800,200	137,850			45,950	19. 扶助費	183,800	○ 扶助費 (生活福祉課) 19. 医療扶助費 139,000 19. 生活扶助費 23,000 19. 介護扶助費 21,000 19. 施設委託事務費 800	183,800
計	1,750,975	183,800	1,934,775	137,850			45,950				

3 款 民生費

5 項 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 老人福祉費	246, 844	5, 300	252, 144				5, 300	19. 扶助費	5, 300	○ 養護老人ホーム措置費 (地域共生推進課) 19. 養護老人ホーム措置費	5, 300 5, 300
計	1, 652, 195	5, 300	1, 657, 495				5, 300				
3 款合計	11, 940, 972	317, 613	12, 258, 585	221, 819			95, 794				

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	333,701	7,283	340,984				7,283	10. 需用費	124	○ 保健衛生総務費 (保健センター) 10. 修繕料 22. 過年度国庫負担金等返納金	7,283 124 7,159
								22. 償還金、利子及び割引料	7,159		
2. 予防費	316,299	25,196	341,495				25,196	10. 需用費	17,704	○ 定期予防接種費 (保健センター) 10. 医薬材料費 12. 予防接種委託料	25,196 17,704 7,492
								12. 委託料	7,492		
3. こども医療助成費	380,186	21,000	401,186	6,894			14,106	19. 扶助費	21,000	○ こども医療費助成事業 (保険年金課) 19. こども医療等扶助費	21,000 21,000
4. 母子保健推進事業費	136,610	0	136,610	382			△382			財源振替	
5. 健康増進費	106,967	874	107,841			874		17. 備品購入費	874	○ 健康づくり対策費 (保健センター) 17. 公用車購入費	874 874

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	1, 519, 965	54, 353	1, 574, 318	7, 276		874	46, 203			

4 款 衛生費

2 項 清掃費

2. 塵芥処理費	1,556,328	465	1,556,793				465	10. 需用費	465	○ ごみ埋立処分費 (環境管理課) 10. 光熱水費	465 465
3. し尿処理費	391,238	11,200	402,438		27,300		△16,100	10. 需用費	6,500	○ クリーンピュアあなん 管理費 (環境管理課) 10. 光熱水費 18. 揚水ポンプ等修繕補助 金	11,200 6,500 4,700
								18. 負担金、補 助及び交付 金	4,700		
計	2,147,407	11,665	2,159,072		27,300		△15,635				
4 款合計	3,667,372	66,018	3,733,390	7,276	27,300	874	30,568				

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3. 農業振興費	243,358	4,490	247,848	2,500			1,990	7. 報償費	4,490	○ 有害鳥獣駆除事業 (農林水産課) 7. 有害鳥獣駆除報償費	4,490 4,490
計	470,246	4,490	474,736	2,500			1,990				

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 農業農村整備事業費	226, 439	1, 871	228, 310			1, 871		22. 償還金、利子及び割引料	1, 871	○ 多面的機能支払交付金事業 （農地整備課） 22. 過年度国庫負担金等返納金	1, 871 1, 871
計	471, 680	1, 871	473, 551			1, 871					
6 款合計	1, 031, 869	6, 361	1, 038, 230	2, 500		1, 871	1, 990				

9 款 消防費

1 項 消防費

5. 防災費	191, 745	1, 846	193, 591	923	300		623	10. 需用費	550	○ 防災対策費 (危機管理課) 10. 印刷製本費 11. 通信運搬費 11. 手数料	1, 846 550 86 1, 210
								11. 役務費	1, 296		
計	1, 301, 885	1, 846	1, 303, 731	923	300		623				
9 款合計	1, 301, 885	1, 846	1, 303, 731	923	300		623				

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	301, 212	6, 000	307, 212				6, 000	10. 需用費	6, 000	○ 小学校営繕費 (教育総務課) 10. 修繕料	6, 000 6, 000
2. 教育振興費	259, 659	1, 980	261, 639	660			1, 320	12. 委託料	1, 980	○ 小学校教育振興費 (学校教育課)	1, 980

10 款 教育費

2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 教育振興費									12. 調査委託料	1,980	
3. 校舎建設事業費	249,822	△6,400	243,422		14,400		△20,800	14. 工事請負費	△6,400	○ 小学校校舎改修事業 （教育総務課） 14. 施設改修工事費	△6,400 △6,400
計	810,693	1,580	812,273	660	14,400		△13,480				

10 款 教育費

3 項 中学校費

2. 教育振興費	100,955	2,480	103,435	660			1,820	10. 需用費	500	○ 中学校教育振興費 (学校教育課) 1,980
								12. 委託料	1,980	12. 調査委託料 1,980 ○ 中学校教育振興費 (教育総務課) 500 10. 印刷製本費 500
計	389,070	2,480	391,550	660			1,820			

10 款 教育費

5 項 社会教育費

2. 公民館費	282,446	9,522	291,968		10,200	22	△700	14. 工事請負費	9,000	○ 公民館管理費 (生涯学習課) 9,500
								17. 備品購入費	522	14. 設備改修工事費 9,000 17. 公民館用備品購入費 500 ○ 成人大学講座連携事業 <定住自立圏> (生涯学習課) 22 17. 事務用備品購入費 22

10 款 教育費

5 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 図書館費	203, 576	△272	203, 304				△272	10. 需用費	528	○ 図書館費 (図書館) 528 ○ 図書館整備事業 (図書館) △800 12. 廃棄物処理委託料 △800
								12. 委託料	△800	
6. 文化振興費	45, 922	0	45, 922		400		△400			財源振替
計	877, 176	9, 250	886, 426		10, 600	22	△1, 372			
10 款合計	3, 763, 981	13, 310	3, 777, 291	1, 320	25, 000	22	△13, 032			

13 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 他会計繰出金	2,472,035	△245	2,471,790				△245	27. 繰出金	△245	○ 学校給食事業会計繰出金 (学校給食課) 7,623 27. 学校給食事業会計繰出金 7,623 ○ 夜間休日診療所事業会計繰出金 (保健センター) △7,868 27. 夜間休日診療所事業会計繰出金 △7,868
計	2,472,035	△245	2,471,790				△245			
13 款合計	2,581,035	△245	2,580,790				△245			

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	35, 270, 900	839, 300	36, 110, 200	234, 537	61, 100	435, 567	108, 096			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当該年度末現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元金償還見込額	
(1) 普 通 債	26,673,565	25,820,291	1,798,000	2,351,761	25,266,530
1 総 務	4,673,705	4,273,893	37,300	400,321	3,910,872
2 民 生	813,649	767,927	119,500	82,081	805,346
3 衛 生	3,463,348	3,270,291	155,800	316,529	3,109,562
4 農 林 水 産	1,319,964	1,436,779	25,500	111,300	1,350,979
5 商 工	41,782	37,008		3,976	33,032
6 土 木	5,713,923	5,587,615	864,500	625,496	5,826,619
7 公 営 住 宅	1,345,395	1,254,433	26,500	112,031	1,168,902
8 消 防	1,383,160	1,283,843	114,200	215,782	1,182,261
9 教 育	7,918,639	7,908,502	454,700	484,245	7,878,957

区 分	前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
(2) 災 害 復 旧 債	66,831	70,332	17,100	14,445	72,987
1 補 助 災 害	48,243	50,157	17,100	12,110	55,147
2 単 独 災 害	18,588	20,175		2,335	17,840
(3) そ の 他	10,774,649	10,201,836	110,281	933,589	9,378,528
1 減 収 補 填 債	958,347	831,237		127,111	704,126
2 減 税 補 填 債	61,032	35,024		15,488	19,536
3 一 般 会 計 出 資 債	314,462	442,412		20,674	421,738
4 臨 時 財 政 対 策 債	9,440,808	8,893,163	110,281	770,316	8,233,128
合 計	37,515,045	36,092,459	1,925,381	3,299,795	34,718,045

令和 6 年度 補正予算 議案

伊島地区生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

阿 南 市

第5号議案

令和6年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度阿南市の伊島地区生活排水処理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰入金		4, 9 3 2	△1, 2 0 0	3, 7 3 2
	1. 基金繰入金	4, 9 3 2	△1, 2 0 0	3, 7 3 2
6. 市債		0	2 3, 2 0 0	2 3, 2 0 0
	1. 市債	0	2 3, 2 0 0	2 3, 2 0 0
歳 入 合 計		8, 6 0 0	2 2, 0 0 0	3 0, 6 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 業務費		8, 6 0 0	2 2, 0 0 0	3 0, 6 0 0
	1. 業務費	8, 6 0 0	2 2, 0 0 0	3 0, 6 0 0
歳 出 合 計		8, 6 0 0	2 2, 0 0 0	3 0, 6 0 0

令和 6年度

第 2 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
生活排水処理施設改修事業債	23,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定による。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

令和6年度伊島地区生活排水処理事業特別会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総括

(歳入)		歳入歳出予算事項別明細書		(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計	
3. 繰入金	4, 9 3 2	△ 1, 2 0 0	3, 7 3 2	
6. 市債	0	2 3, 2 0 0	2 3, 2 0 0	
歳入合計	8, 6 0 0	2 2, 0 0 0	3 0, 6 0 0	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 業務費	8,600	22,000	30,600		23,200	△1,200	
歳 出 合 計	8,600	22,000	30,600		23,200	△1,200	

2.歳 入

3 款 繰入金

1 項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 伊島地区コミュニティ・プラント維持基金繰入金	4,932	△1,200	3,732	1. 伊島地区コミュニティ・プラント維持基金繰入金	△1,200	・伊島地区コミュニティ・プラント維持基金繰入金 △1,200
計	4,932	△1,200	3,732			
3 款合計	4,932	△1,200	3,732			

6 款 市債

1 項 市債

1. 下水道事業債	0	23,200	23,200	1. 生活排水処理事業債	23,200	・生活排水処理施設改修事業債 23,200
計	0	23,200	23,200			
6 款合計	0	23,200	23,200			

歳入合計	8,600	22,000	30,600			
------	-------	--------	--------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 業務費

1 項 業務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般業務費	8,600	22,000	30,600		23,200	△1,200		14. 工事請負費	22,000	○ 一般業務費 (環境保全課) 14. 施設改修工事費	22,000 22,000
計	8,600	22,000	30,600		23,200	△1,200					
1 款合計	8,600	22,000	30,600		23,200	△1,200					
歳出合計	8,600	22,000	30,600		23,200	△1,200					

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
生活排水処理施設改修事業債	0	0	23,200	0	23,200
合 計	0	0	23,200	0	23,200

令和 6 年 度 補 正 予 算 議 案

学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）

阿 南 市

第6号議案

令和6年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度阿南市の学校給食事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰入金		3 7, 9 1 9	7, 6 2 3	4 5, 5 4 2
	1. 繰入金	3 7, 9 1 9	7, 6 2 3	4 5, 5 4 2
3. 諸収入		3 3 4, 0 4 5	△ 4, 3 2 3	3 2 9, 7 2 2
	1. 雑入	3 3 4, 0 4 5	△ 4, 3 2 3	3 2 9, 7 2 2
歳 入 合 計		3 7 3, 0 0 0	3, 3 0 0	3 7 6, 3 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 事業費		3 7 2, 8 7 5	3, 3 0 0	3 7 6, 1 7 5
	1. 事業費	3 7 2, 8 7 5	3, 3 0 0	3 7 6, 1 7 5
歳 出 合 計		3 7 3, 0 0 0	3, 3 0 0	3 7 6, 3 0 0

令和6年度学校給食事業特別会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総 括

(歳入) 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰入金	3 7, 9 1 9	7, 6 2 3	4 5, 5 4 2
3. 諸収入	3 3 4, 0 4 5	△ 4, 3 2 3	3 2 9, 7 2 2
歳 入 合 計	3 7 3, 0 0 0	3, 3 0 0	3 7 6, 3 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 事業費	372,875	3,300	376,175			△4,323	7,623
歳 出 合 計	373,000	3,300	376,300			△4,323	7,623

2. 歳 入

1 款 繰入金

1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰入金	37,919	7,623	45,542	1. 一般会計繰入金	7,623	・ 一般会計繰入金 7,623
計	37,919	7,623	45,542			
1 款合計	37,919	7,623	45,542			

3 款 諸収入

1 項 雑入

1. 学校給食徴収金	333,083	△4,323	328,760	1. 学校給食徴収金	△4,323	・ 小学校給食徴収金 △3,493 ・ 中学校給食徴収金 △1,095 ・ 幼稚園職員給食徴収金 265
計	334,045	△4,323	329,722			
3 款合計	334,045	△4,323	329,722			

歳入合計	373,000	3,300	376,300			
------	---------	-------	---------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 事業費

1 項 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 給食事業費	372, 875	3, 300	376, 175			△4, 323	7, 623	10. 需用費	10, 800	○ 給食事業費 (学校給食課) 10. 賄材料費 11. 手数料	3, 300 10, 800 △7, 500
								11. 役務費	△7, 500		
計	372, 875	3, 300	376, 175			△4, 323	7, 623				
1 款合計	372, 875	3, 300	376, 175			△4, 323	7, 623				
歳出合計	373, 000	3, 300	376, 300			△4, 323	7, 623				

令和 6 年 度 補 正 予 算 議 案
夜間休日診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)

阿 南 市

第7号議案

令和6年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度阿南市の夜間休日診療所事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,676千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,576千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 診療収入		7, 4 0 9	1 1, 8 5 4	1 9, 2 6 3
	1. 外来収入	7, 4 0 9	1 1, 8 5 4	1 9, 2 6 3
3. 繰入金		2 8, 3 9 3	△ 7, 1 7 8	2 1, 2 1 5
	1. 一般会計繰入金	2 8, 3 9 3	△ 7, 1 7 8	2 1, 2 1 5
歳 入 合 計		3 6, 9 0 0	4, 6 7 6	4 1, 5 7 6

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		2 2, 8 7 6	1, 2 2 0	2 4, 0 9 6
	1. 診療所管理費	2 2, 8 7 6	1, 2 2 0	2 4, 0 9 6
2. 医業費		1 3, 5 2 8	3, 4 5 6	1 6, 9 8 4
	1. 医業費	1 3, 5 2 8	3, 4 5 6	1 6, 9 8 4
歳 出 合 計		3 6, 9 0 0	4, 6 7 6	4 1, 5 7 6

令和6年度夜間休日診療所事業特別会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総 括

(歳入) 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1. 診療収入	7, 4 0 9	1 1, 8 5 4	1 9, 2 6 3
3. 繰入金	2 8, 3 9 3	△ 7, 1 7 8	2 1, 2 1 5
歳 入 合 計	3 6, 9 0 0	4, 6 7 6	4 1, 5 7 6

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	22, 876	1, 220	24, 096				1, 220
2. 医業費	13, 528	3, 456	16, 984				3, 456
歳 出 合 計	36, 900	4, 676	41, 576				4, 676

2. 歳 入

1 款 診療収入

1 項 外来収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 外来収入	6,321	9,918	16,239	1. 現年度分	9,918	・ 現年度分 9,918
2. 一部負担金収入	1,088	1,936	3,024	1. 現年度分	1,936	・ 現年度分 1,936
計	7,409	11,854	19,263			
1 款合計	7,409	11,854	19,263			

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	28,393	△7,178	21,215	1. 一般会計繰入金	△7,178	・ 一般会計繰入金 △7,178
計	28,393	△7,178	21,215			
3 款合計	28,393	△7,178	21,215			

歳入合計	36,900	4,676	41,576			
------	--------	-------	--------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 診療所管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	22, 876	1, 220	24, 096				1, 220	1. 報酬	846	○ 一般管理費 （保健センター） 1. 夜間休日当番医報酬 10. 光熱水費 12. 在宅当番医業務委託料	1, 220 846 78 296
								10. 需用費	78		
								12. 委託料	296		
計	22, 876	1, 220	24, 096				1, 220				
1 款合計	22, 876	1, 220	24, 096				1, 220				

2 款 医業費

1 項 医業費

1. 医業費	13, 528	3, 456	16, 984				3, 456	10. 需用費	3, 364	○ 医業費 (保健センター) 10. 医薬材料費 3, 364 12. 廃棄物処理委託料 22 12. 診療所業務委託料 70
								12. 委託料	92	
計	13, 528	3, 456	16, 984				3, 456			
2 款合計	13, 528	3, 456	16, 984				3, 456			

歳出合計	36, 900	4, 676	41, 576				4, 676			
------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	--	--	--

第8号議案

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別記のとおり定める。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

総合整備計画書

徳島県阿南市伊島辺地
(人口 1 1 6 人、面積 1 . 4 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 徳島県阿南市伊島町
- (2) 辺地の中心の位置 徳島県阿南市伊島町瀬戸 8 9 番地 1
- (3) 辺地度点数 2 9 7 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市庁舎から約 2 1 k m 離れており、四国最東端である蒲生田岬より東方約 6 k m の海上に位置する離島である。

今回整備する「伊島地区コミュニティ・プラント」は平成 1 3 年度に設置された生活排水処理施設で、島民のし尿及び生活排水を適切に処理し生活環境や衛生面及び自然環境に配慮された施設である。

しかしながら、設置から 2 3 年が過ぎ老朽化に加え塩害の影響が顕著であり、近年故障が多発し施設の処理機能が低下している状況である。

ついては、施設を計画的に改修整備し、長寿命化を図り島民の生活環境及び自然環境への影響を良好に維持することを目的とする。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
施設名	事業主体		特定 財源	一般 財源	
伊島地区コミュニティ・プラント	阿南市	177,950	0	177,950	177,800
合 計		177,950	0	177,950	177,800

第9号議案

阿南市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の変更について
阿南市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を別記のとおり変更する。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年阿南市条例第12号）第2条第1号の規定により、阿南市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の変更について、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

阿南市総合計画 2021▶2028～咲かせよう夢・未来計画^{ニイマルニイハチ}2028～

中間見直しにおける

基本構想

《変更箇所》

■第1章～第3章

現行の基本構想から変更している部分は、赤色アンダーラインの箇所となります。

■第4章～第6章, 第8章

人口ビジョンと基本政策の見直しにより、章全体を変更しています。

■第7章

新たに導入した考え方に基づき、新設した章となります。

令和 6 年 12 月

阿南市

目 次

第1章	長期ビジョン	1
第2章	SDGs達成に向けた取組の推進	2
第3章	2028年に向けたまちづくりの視点	3
第4章	2028年の都市像	4
第5章	将来人口	5
第6章	基本政策（まちづくりの行動指針）	7
第7章	共通政策（横断型の視点からの政策）	10
第8章	政策の大綱	11

第1章 長期ビジョン

本格的な人口減少社会を迎えた今、すべての市民が幸せに暮らすことができる持続可能な社会の形成に向けては、これまで本市の経済や暮らしを支え、けん引してきた個性豊かで多様な企業・産業の更なる成長・発展を基盤に、まちの魅力や強みに市民と共に更に磨きをかけ、未来につないでいく必要があります。

また、市民・企業・行政など地域社会を構成するすべての主体が共に連携し、新たな発想と未来志向の進取¹の気風で、夢と希望を持ち、「新しい地域の姿」を描き出していく必要があります。

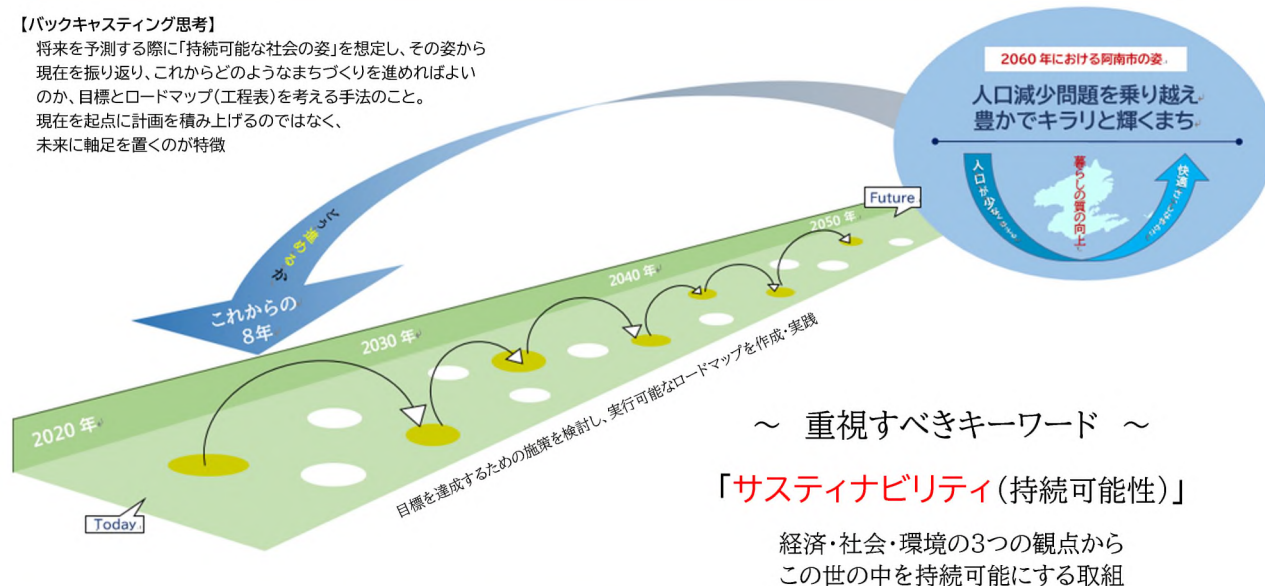
人口減少社会を前向きに捉え、すべての市民の力を結集し、未来に対する夢と希望、そして環境の変化や多様化に適応する“しなやかさ”を持って、前例のないまちづくりに挑戦する、すなわち「戦略的に縮む」こと²を目標に、令和の時代の新しいまちづくりを目指しています。

みちしるべ 2060年への道標

人口減少社会に立ち向かい“豊かでキラリと輝く”まちへ
～ 快適さ しなやかさを 今以上に ～

【バックカスティング思考】

将来を予測する際に「持続可能な社会の姿」を想定し、その姿から現在を振り返り、これからどのようなまちづくりを進めればよいのか、目標とロードマップ(工程表)を考える手法のこと。
現在を起点に計画を積み上げるのではなく、未来に軸足を置くのが特徴



バックカスティング思考によりこれからのまちづくりを考察

科学技術の進歩や社会・環境の急激な変化により、私たちが直面する問題は過去に例のない複雑なものになっています。こうした問題を解決し、持続可能な社会を実現していくためには、従来の延長線上に積み上げる「フォアカスティング」による手法だけで通用するとは考えにくく、未来のビジョンを描くことで始めるバックカスティング思考が欠かせません。

2060年の将来人口等から本市の将来の姿を描き、たとえ人口が今より少なくなったとしても、「豊かさ、快適さ、しなやかさは今以上のまち」とするために、これからの8年間にわたってどのようなまちづくりを進めるべきかを考えました。

¹ 進取（しんしゅ） 自ら進んで物事に取り組むことを意味しますが、ここでは、「困難な課題に果敢に挑戦すること」として使用しています。

² 「戦略的に縮む」こと 人口減少に適応するための新たな戦略に取り組むことを表しています。

第2章 SDGs 達成に向けた取組の推進

総合計画に SDGs の理念を取り入れ、持続可能なまちづくりを推進します。

SDGs は、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するため、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」をスローガンに、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「気候変動に具体的な対策を」などの 17 のゴール（目標）と、その下に 169 のターゲット（取組・手段）、231 のグローバル指標を掲げています。

SDGs は、開発途上国のみならず、先進国も含めた国際社会全体が取り組む普遍的なものであり、我が国においても積極的に取り組まれています。



■SDGs をまちづくりに取り入れる意義

世界経済、気候変動、感染症などの地球規模の課題や、貧困、格差などの社会問題に対して、経済・社会・環境の三側面から総合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指す SDGs の推進は、現在のグローバル社会の下で重要な意義を持つものとなっており、2020 年からの 10 年を 2030 年の目標達成に向けた「行動の 10 年」と位置づけ、国を始め、地域、企業、個人が一体となって積極的に取り組んでいます。

また、SDGs は市民生活や地域活動とも密接に関連しており、市民や地域に最も近い行政主体である地方自治体の役割はますます大きくなっています。

そのため、本市では、総合計画に SDGs の理念を取り入れ、各種施策の展開を通じて、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、地域課題の解決に取り組んでいます。

第3章 2028年に向けたまちづくりの視点

計画の策定に当たっては、本市の特性や独自の課題を踏まえ、次に掲げる4項目をまちづくりの視点とします。

視点
1

人口減少社会に適応した「自主自立」のまちづくり

これまでのような人口・経済規模の拡大局面においては通用していた手法が、現在の人口減少社会においては通じなくなっています。

これまでは当たり前とされていた意識や発想からの転換による長期的・広域的な視点に立った新しいまちづくりとともに、市民を始めとする多様な担い手がそれぞれに役割を果たしながら、主体的に参画・協働できる「自主自立」のまちづくりが求められています。

視点
2

次世代につなげる「持続可能」なまちづくり

限られた経営資源を効率的・効果的に活用していく「ビルド&スクラップ」（何のために何をやめるのか）を行財政運営の基軸とし、都市機能の段階的な「集約化」を進めるとともに、SDGsの達成に向けた取組やデジタル技術等の革新技術を社会に取り入れ、地域課題の解決を図る「シビックテック¹」を促進することにより、人口減少社会においても誰もが安心して健康で快適に暮らせる生活環境の整備と、適切な行政サービスの提供ができる「持続可能」なまちづくりが求められています。

視点
3

「安全で安心」して住み続けられるまちづくり

今後、発生するおそれのある南海トラフ地震や気候変動に伴い頻発する豪雨災害等に備え、より実効性の高い防災・減災対策が必要とされています。

総合的な福祉サービスの基盤の整備とともに、行政だけではなく、地域に暮らす住民を始め、産官学金など多様な立場の人材が有機的につながり、地域課題に対応した取組を推進していくことのできる体制・仕組みを構築し、人口減少社会の中で、誰もが住み慣れたまちで「安全で安心」して暮らすことができるまちづくりが求められています。

視点
4

未来を切り拓く「革新創造」のまちづくり

沿岸部の工業団地等に日本有数の企業が立地することの効果を最大限に引き出しつつ、最新のデジタル技術等を利活用した「地場産業の高度化」や「新たな産業の創出」により、若者に魅力ある安定した雇用を確保し、まちの活性化と暮らしの質の向上を図っていくとともに、四国横断自動車道や阿南安芸自動車道の開通を見据え、立地企業と周辺地域が持つ潜在的な可能性を十分に生かした魅力ある「革新創造」のまちづくりが求められています。

¹ シビックテック シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）を掛け合わせた造語で、市民自身がテクノロジーを活用して、行政サービスの問題や地域課題を解決する取組をいいます。

第4章 2028年の都市像

このたびの総合計画の中間見直しに当たり「阿南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体化を図ることを受け、2028年に向けたまちづくりの視点を踏まえつつ、本市を取り巻く激しい環境変化を的確に捉え、本市が目指す4年後（2025年～2028年）の都市像を次のとおり新たに定めます。

輝く個性を育む 自然と調和した産業都市 阿南

2028年に向けて、「輝く個性」を育み、その個性が存分に発揮されることで、「自然と調和した産業都市」がより一層伸びゆくものになる、そのような阿南の創生を目指します。

～ 輝く個性を育む ～

市民の皆さまは、自らの個性を大切に、多様性を認め合い、互いに尊重し合いながら、日々の暮らしを重ねておられます。また、それぞれの地域にはキラキラと光る地域ならではの個性があふれています。本市の根源ともいえるこれら「個性の輝き」をより一層市民の皆さまと共に育むとともに、人と人のきずな、人と地域のきずな、地域と地域のきずなを一段と深める、まさしく「輝く個性を育む 阿南」を目指します。

～ 自然と調和した産業都市 ～

本市には、那賀川水系により形成された沖積平野と、リアス式海岸を持つ臨海部、また、四国山系の東端に連なった山地など、多様な生き物を育む豊かな自然環境があります。こうした誇るべき地域環境を生かした一次産業に加え、LED製造メーカーを始めとする国内有数の企業が立地し、本市の産業・経済をけん引しています。

今後、これらの強みを更に伸びゆくものにするとともに、恵まれた自然、歴史・文化などの地域資源を生かした観光振興、また、新たなニーズに応える新時代の産業創出など、まさしく「自然と調和した産業都市 阿南」を目指します。

第5章 将来人口

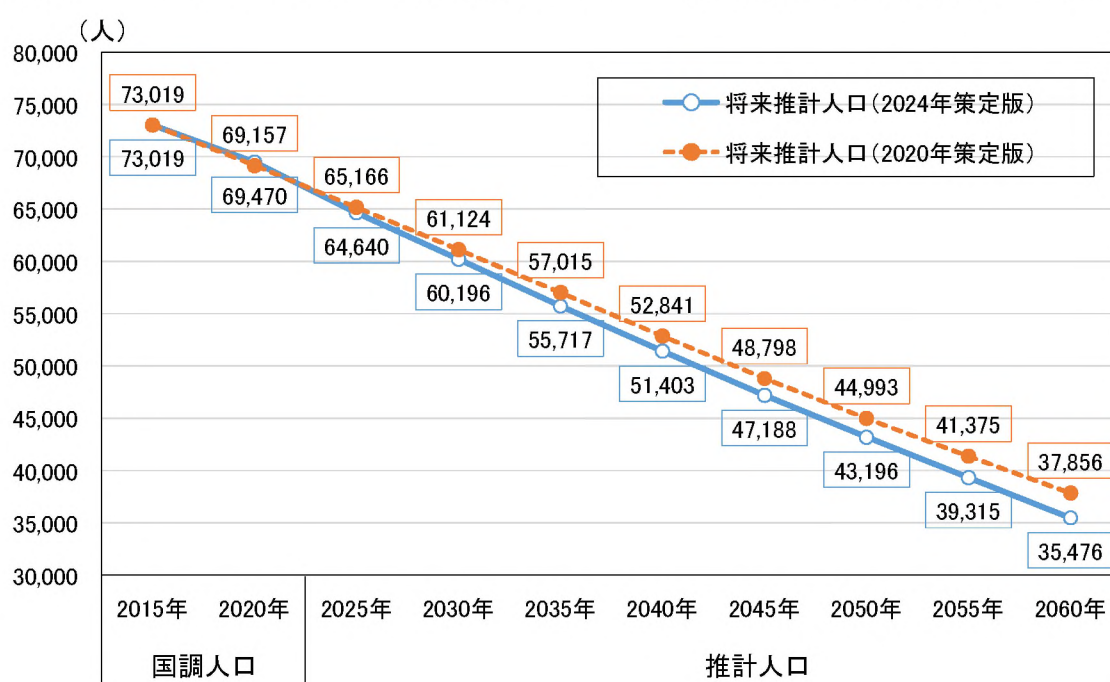
Ⅰ 将来推計人口と目標人口の見直しについて

		2028 年	2040 年	2060 年
推計人口	従 来 (2020 年策定)	62,742 人	52,841 人	37,856 人
	差	▲860 人	▲1,438 人	▲2,380 人
	見直し (2024 年策定)	61,882 人	51,403 人	35,476 人

		2028 年	2040 年	2060 年
目標人口 (戦略人口)	従 来 (2020 年策定)	64,000 人超	59,000 人超	51,000 人超
	差	▲2,000 人		▲1,000 人
	見直し (2024 年策定)	62,000 人超	57,000 人超	50,000 人超

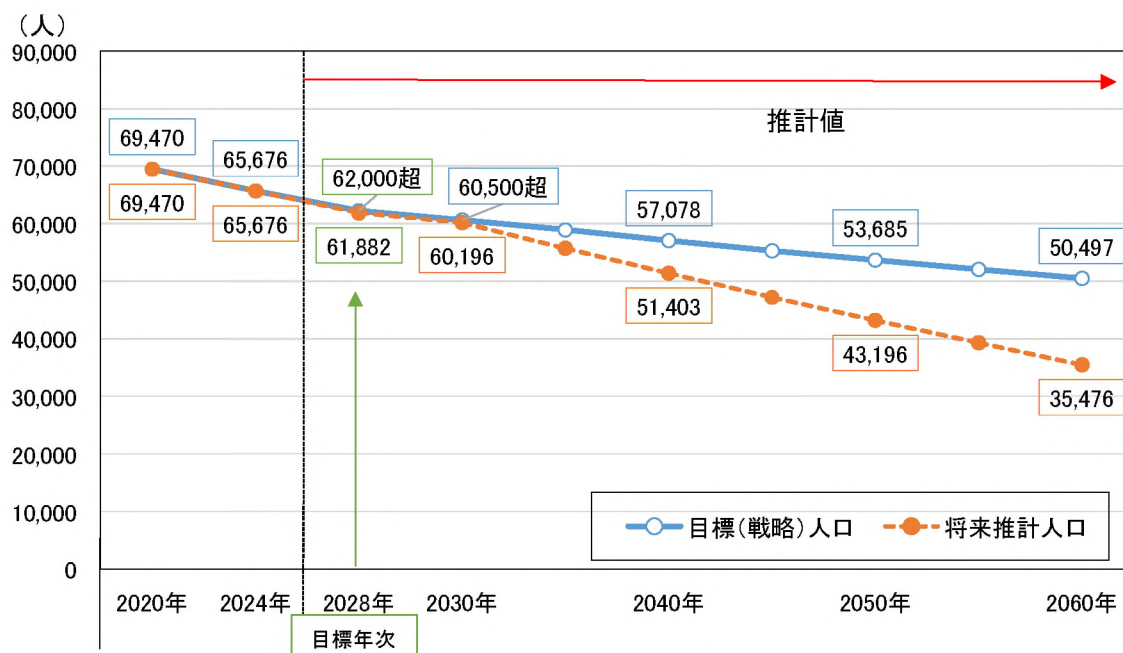
本市の推計人口について、令和2年9月に策定した「阿南市人口ビジョン（2020年策定版）」では、2040年には52,481人、2060年には37,856人としていましたが、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」を参考に、新たに算出した「阿南市人口ビジョン（2024年策定版）」では、2060年には35,476人まで減少する見込みとなっています。

■阿南市人口ビジョン 2020年策定版と2024年策定版との将来推計人口の比較



一方、目標（戦略）人口についても「阿南市人口ビジョン（2024年策定版）」では、2020年の策定から4年経過する中で、新型コロナウイルス感染症や長引く不安定な経済状況等の影響から、全国的に人口減少が依然として続いていることにより、新たに算出した目標（戦略）人口は、2040年に57,000人超、2060年は50,000人超を維持することを将来展望として示しています。

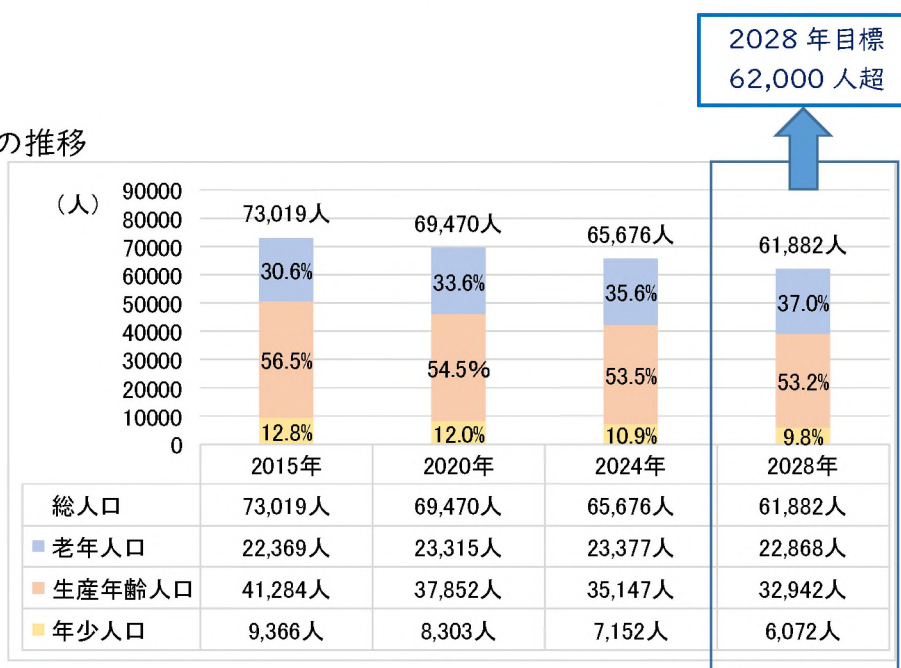
■将来推計人口と目標（戦略）人口の見通し



2 総合計画 2021▶2028 の目標人口について

総合計画の最終年次（2028年）の目標人口は、合計特殊出生率の上昇や、市内での定住、市外からの転入促進を図るための総合的な施策を展開し、62,000人超とします。

■人口の推移



第6章 基本政策（まちづくりの行動指針）

基本政策の設定に際しては、市民の皆さま一人ひとりの想いから出発する市政、人にやさしい、人に寄り添い、市民の皆さまの幸せをカタチにする市政を基軸に、人口減少社会に立ち向かい、持続可能な地域づくりに取り組む地方創生の理念を取り入れる必要があります。

そこで、「災害に強い強靱で安心安全なまちを創ること」、「未来の宝であるこどもを健やかに育むこと」、「本市の自然や歴史・文化を活用した観光・交流の推進」、「地域の個性を重視し市民自らが携わる持続可能なまちづくり」の4つの観点から従来の基本政策を見直し、次に示す6つの基本政策に沿って施策を展開します。

基本政策 1

「災害に強く安全・安心な阿南」の創生 ～強靱で自然と調和するまちに～

<安全安心・都市基盤・都市環境>

安全で安心な暮らしを守ることは、まちづくりの基本であり、阿南創生の根幹をなすものです。

近い将来発生が見込まれる南海トラフ地震や、地球温暖化に伴い近年頻発する豪雨等の災害に備え、これまでの大規模地震等の教訓を生かしながら、市民や企業との連携により地域防災力の向上を図るとともに、消防・救急体制の充実、防犯・交通安全対策、消費者保護など、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを進めます。

また、災害に対応し、快適かつ安全に暮らすことができる都市基盤の構築に向け、道路・橋りょうの適正な整備と維持管理、河川堤防の整備・強靱化、利便性の高い市街地や快適な住環境の形成、公共交通の確保や上下水道の適正な管理・運営に努めます。

さらに、本市の豊かな自然環境や生物多様性を適切に保全し、限られた資源の有効活用による循環型社会の実現を目指すとともに、持続的な地球環境を守るため脱炭素社会の実現に取り組みます。

基本政策 2

「地域産業が伸びゆく阿南」の創生 ～多様な産業が元気いっぱいのもちに～

<産業>

市民が安心して生活していくためには、若者から高齢者まで幅広い世代に応じた仕事があり、経済的に安定していることが重要です。

国内有数の企業が立地し、県内外に誇れる豊かな農林水産資源を有する産業の特徴や恵まれた自然、歴史・文化などの地域資源、将来において四国横断自動車道や阿南安芸自動車道が開通することによる交通の利便性を生かし、県南の産業都市として地域産業の更なる振興を図ります。

また、人工知能（AI）やデジタル技術を地域社会に実装するとともに、徳島県バッテリーバレイ構想や橘港カーボンニュートラルポート（CNP）形成などとも緊密

に連携を図りながら、次世代・未来につながる新産業の創出や企業立地を推進し、雇用の拡大に努めます。

基本政策 3

「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生 ～子育て日本一のまちに～

<子育て・教育>

まちにこどもの笑顔があふれ、こどもたちが安心して育ち、学び、遊び、自分の夢を追い求めることができれば、まち全体が元気になります。

子育て世帯への多様な支援など子育てしやすい生活環境や、認定こども園や学校施設の整備など充実した保育・教育環境を整え、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目なく支援することにより、阿南でこどもを産み育てたい方の希望をかなえます。

未来の宝であるこどもを安心して産み育てることができ、すべてのこどもが健やかに成長できる環境を整え、また、未来を担うこどもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む社会を創る「子育て日本一」のまち、すなわち「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」を目指します。

基本政策 4

「健康でひとに優しい阿南」の創生 ～誰ひとり取り残さない共生のまちに～

<健康・福祉>

市民が幸せを実感するためには、心身の健康はもとより、安全で安心して暮らせること、持てる力を存分に発揮し、社会参加できることが重要です。

年齢、性別、障がいの有無や国籍など、どのような背景を持つ人々にも、その個々のニーズに応じたサポートを提供し、誰もが活躍できる環境をつくり上げることに努めます。

誰もが自分らしく自立して暮らし続けられるよう、市民の健康づくりや介護、医療の充実に努め、地域全体で市民の元気で健康的な生活を支える地域づくりを推進し、地域共生社会の実現を目指します。

また、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う、ダイバーシティを推進します。

基本政策 5

「歴史・文化とスポーツでにぎわう阿南」の創生 ～地域の誇りが交流を生むまちに～

<スポーツ・文化・観光・交流>

市民一人ひとりが地域の歴史や文化に誇りを持ちながら、生きがいを持って元気で健康に暮らすことができれば、まちに活気があふれます。

本市の豊かな歴史や文化に触れることにより、郷土に誇りを持てる人を育むとともに、生涯学習や芸術文化、スポーツに親しむことを通じて、多様なライフスタイルや価値観の存在を認識し、市民一人ひとりが自己の生きがいを見つけ、自分らしさを発揮して豊かな生活を実現することを目指します。

また、地域の歴史や文化を学ぶ場を通じて住民同士の交流を深め、地域共同体としてのきずなを強化するとともに、こどもたちがこのまちで生まれ育ったことに“誇り”を持ち、地域の未来を担い続けられるよう努めます。

さらに、「光のまち」や「野球のまち」「SUPタウン」など、本市の“顔”としての地域ブランディングはもとより、地域資源を活用した観光などの新事業の創出に取り組み、産業振興、移住・定住の促進や関係人口・交流人口の拡大につなげ、地域の活力を創出し、にぎわいにあふれるまちを創ります。

基本政策6

「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生 ～持続可能で進化するまちに～

<都市運営>

人口が今より少なくなっても、みんなが幸せに暮らせるまちであるためには、人口減少社会に適応した「持続可能な社会」への転換が必要です。

地域課題や将来課題を市民と共有し、市民自身が地域の課題解決に関与したり、地域をより良くするためのアイデアを実行したりできる制度の創出など、市民一人ひとりが自ら考え、自分たちのまちの未来を直接に手掛けることができる市民自治力の高い市政を推進します。

また、県南1市4町からなる「南阿波定住自立圏」において、都市機能や生活機能の向上を図り、圏域全体の活力と魅力アップにつなげるべく、本市がリーダーシップを発揮します。

さらに、新たな行政需要に対応できるよう、「選択と集中」による行財政改革に取り組み、持続可能な行財政基盤を確立します。

1 こどもまんなか こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において定義された「こどもまんなか社会」（すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会）の概念を表しています。

第7章 共通政策（横断型の視点からの政策）

1 新たに共通する政策を設定

すべての施策を推進するに当たって、「防災への貢献」「子育てへの貢献」「脱炭素社会への貢献」という、共通的に留意すべき横断型の重要な視点を新たに設定します。

これらの視点は、地域社会の安全と持続可能な発展を実現するために不可欠であり、市全体がこれらの共通政策の視点を持って取り組むことで、より効果的な成果を生み出すことが期待されます。

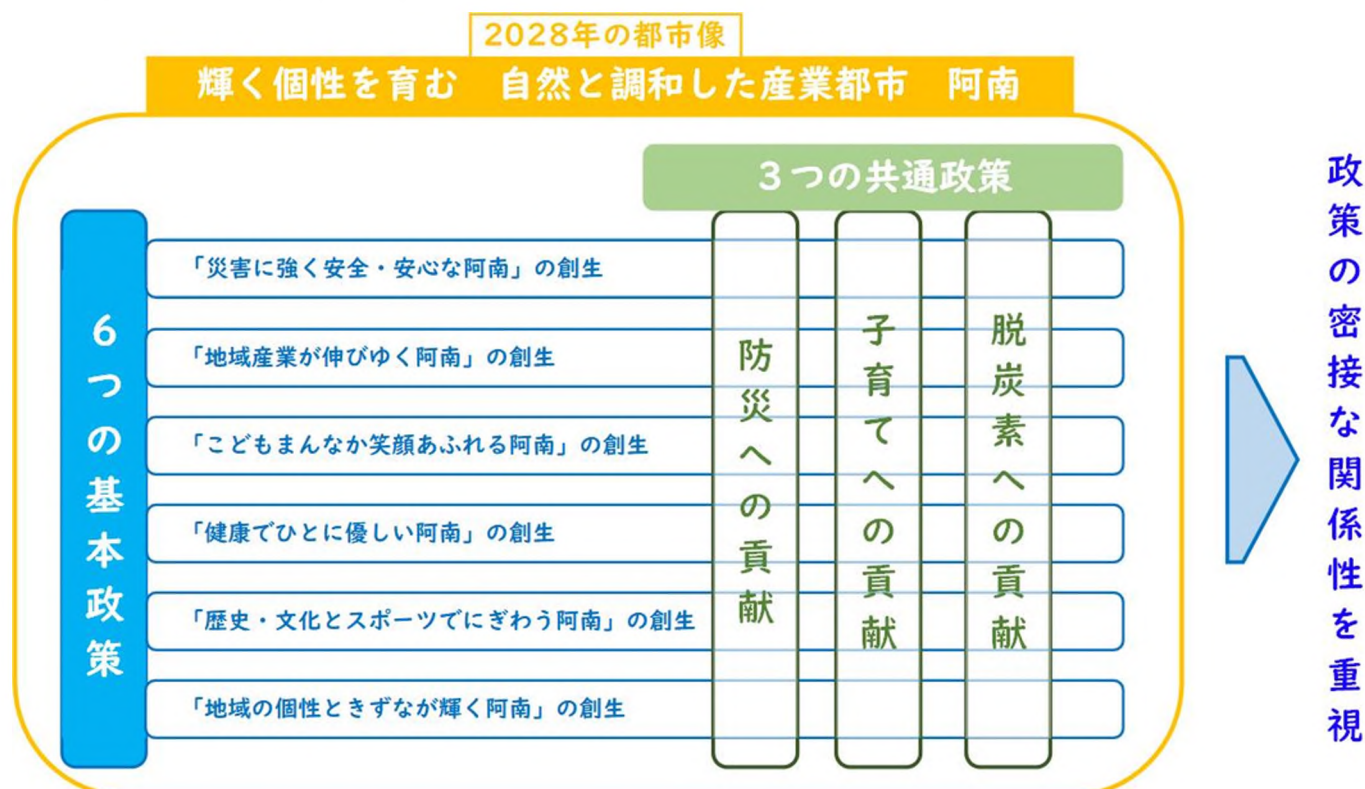
2 基本政策と共通政策の関係

前章の6つの基本政策（まちづくりの行動指針）における施策を実施するに当たっては、常に、それぞれの基本政策には相互に関連性があることを意識しつつ、また、「防災・子育て・脱炭素社会」への貢献にもつながることを認識し、取り組んでいくこととします。

例えば、阿南で子育てをしようと考えたと、保育所整備やこども医療といった直接的な支援はもとより、なにより災害に強い安全な住環境が必要であり、のびのびと子育てができる豊かな自然環境も必要です。また、産業の更なる振興には、災害に強い強靱なインフラが必要であるとともに、本市の豊かな自然環境や歴史を生かした観光施策も産業振興につながるものです。

このように、すべての施策は密接に関連があることを意識し、施策を展開します。

■基本構想の概念図



第8章 政策の大綱

2028年の都市像	基本政策(まちづくりの行動指針)	まちづくり分野		共通政策
輝く個性を育む 自然と調和した産業都市 阿南	1 「災害に強く安全・安心な阿南」の創生 ～強靱で自然と調和するまちに～	安全安心・都市基盤・都市環境	防災・消防	防災への貢献・子育てへの貢献・脱炭素社会への貢献
			交通安全・防犯	
			土地利用	
			自然環境・生物多様性	
			市街地整備・都市景観	
			道路・交通	
			循環型社会	
			住環境	
			上下水道	
	2 「地域産業が伸びゆく阿南」の創生 ～多様な産業が元気いっぱいのにまちに～	産業	農業・林業・漁業	
			工業	
			商業	
			雇用環境	
	3 「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生 ～子育て日本一のまちに～	子育て・教育	出会い・出産支援	
			子ども・子育て支援	
			学校教育	
	4 「健康でひとに優しい阿南」の創生 ～誰ひとり取り残さない共生のまちに～	健康・福祉	健康づくり・地域医療	
			地域福祉	
			障がい者福祉	
			高齢者福祉	
			社会保障	
			人権・男女共同参画	
	5 「歴史・文化とスポーツでにぎわう阿南」の創生 ～地域の誇りが交流を生むまちに～	スポーツ・文化・観光・交流	スポーツ	
			生涯学習	
			歴史・文化	
			公園・緑化	
			観光	
			交流	
	6 「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生 ～持続可能で進化するまちに～	都市運営	コミュニティ	
			市民参画	
			広域連携	
			行財政運営	
			シティプロモーション	

第10号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

- 1 公の施設の位置及び名称
阿南市七見町下川田100番地1
阿南市スポーツ総合センター
- 2 指定管理者
徳島市山城西3丁目13番地6
OKスポーツクラブ株式会社
代表取締役 岡田 后代
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第11号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

1 公の施設の位置及び名称

(1) 阿南市富岡町西池田135番地1

阿南市文化会館

(2) 阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ16番地3

阿南市情報文化センター

2 指定管理者

徳島市中徳島町二丁目5番地2

夢・コスモホール運営共同事業体

代表法人 一般社団法人 徳島新聞社

理事社長 池上 治徳

3 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第12号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

- 1 公の施設の位置及び名称
阿南市富岡町北通33番地1
阿南ひまわり会館
- 2 指定管理者
阿南市富岡町北通33番地1
社会福祉法人 阿南市社会福祉協議会
会長 米田 勉
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第13号議案

財産の譲与について

下記のとおり財産を譲与する。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

1 譲与する財産

(1) 阿南市情報ネットワーク加茂谷サブセンター建物

ア 所 在 阿南市加茂町野上22番11

イ 構 造 アルミニウム合金造

ウ 面 積 13.11平方メートル

(2) 阿南市情報ネットワーク椿サブセンター建物

ア 所 在 阿南市椿町黒田48番3、49番3

イ 構 造 アルミニウム合金造

ウ 面 積 13.15平方メートル

2 譲与先

阿南市宝田町今市イシン坊27番地1 株式会社ケーブルテレビあなん

提案理由

本市が行っている有線テレビジョン放送及びインターネット接続サービス等の事業運営の民間移行に伴う建物の譲与について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第14号議案

財産の譲与について

下記のとおり財産を譲与する。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

1 譲与する財産

阿南市情報ネットワーク新野サブセンター建物

- (1) 所 在 阿南市新野町西馬場7番4
- (2) 構 造 アルミニウム合金造
- (3) 面 積 26.45平方メートル

2 譲与先

阿南市日開野町谷田506番地7 徳島県南メディアネットワーク株式会社

提案理由

本市が行っている有線テレビジョン放送及びインターネット接続サービス等の事業運営の民間移行に伴う建物の譲与について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第15号議案

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

1 無償貸付する財産

(1) 土地

ア 阿南市情報ネットワーク加茂谷サブセンター敷地

(ア) 所 在 阿南市加茂町野上22番11の一部

(イ) 面 積 42.13平方メートル

イ 阿南市情報ネットワーク椿サブセンター敷地

(ア) 所 在 阿南市椿町黒田48番3の一部、49番3の一部

(イ) 面 積 97.50平方メートル

(2) 建物

阿南市情報ネットワーク椿サブセンター

ア 所 在 阿南市椿町大浦168番2

イ 構 造 アルミニウム合金造

ウ 面 積 19.78平方メートル

2 無償貸付先

阿南市宝田町今市イシン坊27番地1 株式会社ケーブルテレビあなん

3 無償貸付の目的

本市が整備した情報通信基盤施設を有効に活用することにより、公設エリアにおける民間事業者による有線テレビジョン放送及びインターネット接続サービス等の事業運営の効率化を図ることを目的とする。

4 無償貸付の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

土地等の無償貸付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第16号議案

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

1 無償貸付する財産

土地

(1) 阿南市情報ネットワークセンター発電機及びキュービクル式高圧受電設備置場

ア 所 在 阿南市那賀川町苅屋323番1の一部

イ 面 積 7.33平方メートル

(2) 阿南市情報ネットワーク新野サブセンター敷地

ア 所 在 阿南市新野町西馬場7番4の一部

イ 面 積 88.82平方メートル

2 無償貸付先

阿南市日開野町谷田506番地7 徳島県南メディアネットワーク株式会社

3 無償貸付の目的

本市が整備した情報通信基盤施設を有効に活用することにより、公設エリアにおける民間事業者による有線テレビジョン放送及びインターネット接続サービス等の事業運営の効率化を図ることを目的とする。

4 無償貸付の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

土地の無償貸付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第17号議案

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

1 無償貸付する財産

阿南市情報ネットワークセンター建物（那賀川支所庁舎無線室2階の一部）

(1) 所 在 阿南市那賀川町苅屋323番1

(2) 構 造 鉄骨造2階建

(3) 面 積 49.05平方メートル

2 無償貸付先

(1) 阿南市宝田町今市イシン坊27番地1 株式会社ケーブルテレビあなん

(2) 阿南市日開野町谷田506番地7 徳島県南メディアネットワーク株式会社

3 無償貸付の目的

本市が整備した情報通信基盤施設を有効に活用することにより、公設エリアにおける民間事業者による有線テレビジョン放送及びインターネット接続サービス等の事業運営の効率化を図ることを目的とする。

4 無償貸付の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

建物の無償貸付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第18号議案

牟岐線見能林・阿波橋間戎山都市下水路整備工事の委託に関する変更施行協定の締結について
下記のとおり工事の委託に関する協定を締結する。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

契約金額「金1億7,545万円」を「金1億6,573万419円」に改める。

提案理由

工事の委託に関する協定の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿南市条例第6号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第19号議案

阿南市立阿南図書館除却工事の請負契約の締結について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

令和6年12月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 阿南市立阿南図書館除却工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金1億7,548万3,000円 |
| 4 契約の相手方 | 阿南市福井町大西35番地1
株式会社田窪建設
代表取締役 田窪 隆文 |

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿南市条例第6号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第 1 号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日

阿南市長 岩 佐 義 弘

専決第17号

専 決 処 分 書

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和6年11月15日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 訴訟当事者

- (1) 原 告 阿南市
- (2) 被 告

2 事件名

家屋明渡等請求事件

3 物件目録

- (1) 所 在
- (2) 家屋名称
- (3) 部屋番号

4 請求の趣旨及び原因の要旨その他特記事項

- (1) 被告は、原告に対し、「3 物件目録」記載の家屋を明け渡せ（ただし、訴えの提起までの間に被告が任意に明渡しに応じた場合を除く。）。
- (2) 被告は、原告に対し、滞納家賃を支払え（ただし、訴えの提起までの間に一部又は全部の弁済等があり請求する理由がなくなった場合には当該金額を除いた額を請求するものとする。）。

(3) 被告は、原告に対し、令和6年11月1日から「3 物件目録」記載の家屋明渡済みまで1か月当たり近傍同種の家賃相当額の金3万8,800円を支払え。

(4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(1)から(4)の判決並びに(1)から(3)に関する仮執行宣言を求める。

ただし、被告から和解の申出があった場合には、その条件いかんによっては、これに応じ和解することとする。

5 専決処分をする理由

阿南市営住宅条例（平成9年阿南市条例第25号）第43条第1項の規定により家屋の明渡しを請求したが、被告がこれに応じないため、家屋明渡等請求に係る訴えの提起をする必要がある。これが、この案件を専決処分にする理由である。